

資料 2

府中基地跡地新公園検討協議会規則

令和 8 年 5 月 1 4 日

府中市規則第 3 9 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、府中市附属機関の設置等に関する条例（平成 2 7 年 3 月府中市条例第 1 号）第 9 条の規定に基づき、府中基地跡地新公園検討協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の委員)

第 2 条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 5 人以内
- (2) スポーツ等関係団体の推薦する者 3 人以内
- (3) 府中市自治会連合会の推薦する者 2 人以内
- (4) 公募による市民 2 人以内

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の会議)

第 4 条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、過半数の委員の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第 5 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を協議会の会議に出席させて意見を聴き、又は説明を求めることができる。

(雑則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。